

スタートアップ支援総合プログラム（SBIR 支援）令和 7 年度公募に関する Q&A

令和 7 年 3 月 26 日

《 目 次 》

【全般】

問 1－1	スタートアップ支援総合プログラム（SBIR 支援）の特徴はどのようなものか。	1
問 1－2	新たな SBIR 制度の具体的内容はどのようなものか。	1
問 1－3	SBIR 制度の「指定補助金等」とは何か。	1
問 1－4	委託期間中に事業の開始、販売行為等をしてよいか。	2

【応募】

問 2－1	本プログラムの応募者の要件は何か。	2
問 2－2	研究者個人が応募することは可能か。	2
問 2－3	公設試験研究機関（公設試）が代表機関となって応募する予定だが、研究代表者が公設試に所属する身分のままでは起業や事業化の取組ができないため、連携する企業に事業化の取組を進めてもらう予定だが、このような場合は応募可能か。	2
問 2－4	企業に所属している個人が、起業（法人設立を含む）して事業化を目指している場合、応募することは可能か。	3
問 2－5	研究代表者又は研究実施責任者の所属が、人事異動等により応募時と契約時で異なる（変更となる）可能性があるが、応募は可能か。	3
問 2－6	複数の研究機関（研究グループ）で応募する場合の要件は何か。	3
問 2－7	農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）は誰が取得すればよいか。	3
問 2－8	提案書の「主たる研究実施者」の欄には、どのような者を書けばよいか。	3
問 2－9	本プログラムに対し、研究代表者、研究実施責任者、主たる研究実施者として、複数の研究課題に応募することは可能か。また、既に採択されている研究課題に参画していても、今回応募することは可能か。	4
問 2－10	代表機関が委託契約業務・経理執行業務を行うことが難しい場合、どうすればよいか。	4
問 2－11	「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づく開発供給実施計画の認定による、加点措置を得る場合の留意点は何か。	4

【e-Rad】

問 3－1	e-Rad には、本プログラムに参画する研究機関及び研究者の全員を登録する必要があるのか。	4
問 3－2	応募締切までに、e-Rad への登録が間に合わない場合、本プログラムへ応募できないのか。	4
問 3－3	研究インテグリティに関する情報の e-Rad への登録は、いつ行えばよいのか。また、本プログラムに参画する研究者全員が登録する必要があるのか。	5
問 3－4	e-Rad で安全保障貿易管理に関する入力画面が表示されるが、どのように対応すればよいか。	5

【研究開発テーマ、フェーズ等】

問4-1	研究開発テーマとは何か。	5
問4-2	複数の研究開発テーマ・研究課題の応募は可能か。	5
問4-3	フェーズを選択する際の留意点は何か。	6
問4-4	本プログラムにおいて、フェーズ移行の仕組みはあるのか。	6
問4-5	本プログラムにおいて、フェーズ2の達成目標、事業化準備フェーズの提案要件である、ベンチャーキャピタル（VC）等（以下「VC 等」という。）からの出資の獲得とは何か。また、出資の事実確認に必要な書類は何か。	6
問4-6	研究開発テーマごと・フェーズごとの採択数は決まっているのか。	6
問4-7	動物用医薬品や医薬品の開発に関連する課題は応募対象になるのか。	7

【スーパーアグリクリエイター】

問5-1	令和6年度から新たに追加された「スーパーアグリクリエイター発掘支援」の内容及び趣旨は何か。	7
問5-2	スーパーアグリクリエイター候補者を配置して応募する場合の要件は何か。	7
問5-3	応募する研究課題にスーパーアグリクリエイター候補者（要件を満たす者）がいない場合、採択に不利になるのか。また、応募課題の採択とどのような関係があるのか。	8

【委託契約】

問6-1	採択された場合、経費を支出できるのはいつからか。	8
問6-2	複数の研究機関（研究グループ）で応募して採択された場合、代表機関と契約するのか、それとも、個々の機関（構成員）それぞれと契約するのか。	8

【委託費】

問7-1	委託費として計上可能な経費はどのようなものか。	9
問7-2	本プログラムの実施において用いる設備備品は、すべて購入してよいのか。	9
問7-3	本プログラムの実施期間内に購入した備品の取扱いはどうなるのか。	9
問7-4	本プログラムでは「再委託は不可」となっているが、外注は問題ないか。	9
問7-5	間接経費は、委託費上限額に上乗せして計上できるのか。	10

【提出書類等】

問8-1	企業が応募する場合の応募書類として、直近3年分の財務諸表があるが、「キャッシュフロー計算書」を作成していない会社は、新たに作成が必要か。	10
問8-2	提案書様式の「I-11. 応募企業に関する情報」の(7)③法人株主の記載欄について、すべての法人株主を記載する必要があるのか。	10

【情報管理の適正化】

問9-1	提案書別紙4「情報管理実施体制」の情報管理統括責任者や情報管理責任者について、どのような者を記載するのか。	10
問9-2	応募に当たり、どのような対応が必要になるのか。	10

【研究不正について】

問 10－1 提案書別紙 5「研究倫理に関する誓約書」は、代表機関だけでなく共同研究機関も提出する必要があるのか。また、押印は必要か。……………11

問 10－2 研究不正等防止に係る対応について、応募者に求められる具体的な内容は何か。……………11

【農業 AI・データ契約ガイドラインについて】

問 11 応募する研究課題において農業者等からデータを受領・保管することを予定している場合、どのような対応が必要か。……………11

【全般】

問 1－1 スタートアップ支援総合プログラム（SBIR 支援）の特徴はどのようなものか。

（答）スタートアップ支援総合プログラム（SBIR 支援）（以下、この Q&A において「本プログラム」という。）は、農林水産・食品分野における政策的・社会的な課題の解決や新たなビジネス創出に向け、研究開発型スタートアップ等による研究開発及びその成果の事業化を支援するプログラムです。

本プログラムでは、農林水産業・食品産業における政策的・社会的な課題の解決に資する研究開発テーマを設定して、革新的な研究開発に取り組む研究開発型スタートアップ等（起業前の研究者を含む）が事業化を目指して取り組む研究課題を公募により募集し、研究開発及び事業化の取組を支援します。

技術シーズの創出から事業化準備まで 4 つのフェーズ（フェーズ 0、1、2、事業化準備）を設定し、事業化に関する知見・経験が豊富なプログラムマネージャー（PM）の支援を受けながら、フェーズごとに設定する目標の達成に向けて、段階的に研究開発と事業化を進めることを可能としています。

なお、本プログラムは、新たな SBIR 制度における指定補助金等として位置付けられている農林水産省予算を基に、生研支援センターが運用する研究委託事業です。SBIR 制度及び指定補助金等については、問 1－2 及び問 1－3 を参照してください。

問 1－2 新たな SBIR 制度の具体的内容はどのようなものか。

（答）新たな SBIR 制度は、スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

本プログラムの受託者など、SBIR 制度における「指定補助金等」を活用した者は、特別税率での融資（日本政策金融公庫）や特許料等の減免など、事業化に向けた各種の支援施策を受けることができます。

SBIR 制度については、以下のサイトをご参照ください。

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>

問 1－3 SBIR 制度の「指定補助金等」とは何か。

（答）「指定補助金等」とは、設定された研究開発テーマに合致する研究開発に取り組む研究開発型スタートアップ等を支援対象とする補助金・委託費です。イノベーションを生み出すポテンシャルを有しながらも強い資金的な制約に直面する研究開発型スタートアップに補助金等を交付することで、いわゆる「死の谷」を超えて科学技術の実用化・事業化の実現を可能にすることを基本的な役割・位置づけとしています。

また、本プログラムは、補助事業でなく委託事業であることから、事業実施主体である生研支援センターの事業（研究開発）を、生研支援センターの代わりに受託者が実施し、反対給付として受託者に委託費を支出するものです。様々な遵守事項がありますので、ご留意ください。

問 1－4 委託期間中に、事業の開始や販売行為等をしてよいか。

(答) 本プログラムは、「事業化準備まで」を支援の対象としていることから、委託期間中に、事業の開始、販売行為、有償でのサービス提供等はできません。なお、法人設立は、事業の開始や販売行為等に含まれません。

【応募】

問 2－1 本プログラムの応募者の要件は何か。

(答) 本プログラムは、新たな SBIR 制度における指定補助金等の研究委託事業として、事業化を目指して革新的な研究開発に取り組む研究開発型スタートアップ等を対象に実施します。

具体的には、本プログラムの応募者（代表機関）は、「事業化を目指して研究開発に取り組む、原則設立 15 年以内の中小企業者（J-Startup 又は J-Startup 地域版の選定スタートアップを含む）」又は「起業して研究開発成果の事業化を目指す研究者が研究代表者となる場合は、その所属機関」である必要があります。また、その他にも要件がありますので、詳細は、公募要領の「3（1）応募者の要件」をご確認ください。

問 2－2 研究者個人が応募することは可能か。

(答) 本プログラムの実施に当たっては、生研支援センターとの委託契約や委託費の適切な管理等が必要となるため、研究者個人による応募はできません。研究開発成果の事業化を目指す研究者が応募しようとする場合は、当該研究者が所属する機関が応募者となる必要があります。

問 2－3 公設試験研究機関（公設試）が代表機関となって応募する予定だが、研究代表者が公設試に所属する身分のままでは起業や事業化の取組ができないため、連携する企業に事業化の取組を進めてもらう予定だが、このような場合は応募可能か。

(答) 本プログラムは、農林水産・食品分野における政策的・社会的な課題の解決や新たなビジネス創出に向け、研究開発型スタートアップ等による研究開発及びその成果の事業化を支援するものです。このため、公募要領の「3（1）応募者の要件」のとおり、大学・公設試・国研等の研究者が研究代表者となってその所属機関が応募する場合、「研究代表者が起業して事業化を目指しているものに限る」としています。

よって、公設試からの応募は、例えば「地方自治体発スタートアップ」などを旨とする内容を想定しています。質問のような、研究開発成果を他者が事業化することを前提とする内容や、将来的に企業への技術移転による事業化を想定している内容は、事業趣旨及び応募要件に適合せず、本公募の対象外となります。

問２－４ 企業に所属している個人が、起業（法人設立を含む）して事業化を目指している場合、応募することは可能か。

（答）起業して研究開発成果の事業化を目指す研究者が研究代表者となる場合、本プログラムの応募者（代表機関）は、国公立大学、大学共同利用機関法人、国公立高等専門学校、独立行政法人（国立研究開発法人等）、地方独立行政法人、公設試験研究機関、公益・一般法人、NPO 法人、協同組合のいずれかであることが必要です。企業に所属している個人が、起業して事業化を目指している場合、起業（法人設立）後に、「事業化を目指して研究開発に取り組む中小企業者」として応募することは可能です。詳細は、公募要領３（１）をご確認ください。

問２－５ 研究代表者又は研究実施責任者の所属が、人事異動等により応募時と契約時で異なる（変更となる）可能性があるが、応募は可能か。

（答）人事異動後も、本プログラムを行うための体制が整っており、知的財産や経理に関する管理運営能力・体制を有する機関に所属することが確実であれば、応募は可能です。なお、提案書には、応募時に所属している機関の情報を記載してください（変更後の所属が既に決まっている場合は、新しい所属先や変更時期を括弧書きで記載してください）。

問２－６ 複数の研究機関（研究グループ）で応募する場合の要件は何か。

（答）公募要領３（２）をご確認ください。共同研究を行うことについて、参画するすべての機関が同意していることが必要です。また、応募時にコンソーシアムを設立している必要はありませんが、採択された場合、委託契約締結までにコンソーシアムを設立していただく必要があるため、コンソーシアム規約等の必要書類の準備等をお願いします。なお、採択から委託契約締結までの間に、研究グループ構成の変更などの重大な変更があった場合には、採択を取り消します。

問２－７ 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）は誰が取得すればよい。

（答）応募者（代表機関）が取得してください。ただし、地方公共団体が代表機関の場合は不要です。（公設試験研究機関が代表機関の場合は不要ですが、地方独立行政法人、公立大学、公立高等専門学校は取得が必要です。）

なお、共同研究機関については、取得不要です。

問２－８ 提案書の「主たる研究実施者」の欄には、どのような者を書けばよい。

（答）研究代表者・研究実施責任者以外で、研究活動に実際に従事し、当該研究活動に係る明確な役割及びその実施に責任をもつ者のうち主たる者を記載してください。研究補助的な作業を行う者など実質的に責任を負わない者については記載不要です。

問 2－9 本プログラムに対し、研究代表者、研究実施責任者、主たる研究実施者として、複数の研究課題に応募することは可能か。また、既に採択されている研究課題に参画していても、今回応募することは可能か。

(答) 同一の研究者が複数の研究課題に応募することを禁止しているものではありませんが、研究費等の「不合理な重複」や「過度の集中」が認められた場合は、審査対象からの除外、採択の取消等を行うことがありますので、ご注意ください。公募要領の 5（1）「不合理な重複及び過度の集中の排除」をご確認ください。

また、研究費の応募・受入等の状況については、提案書別紙 2 に必要事項を記載してください。

問 2－10 代表機関が委託契約業務・経理執行業務を行うことが難しい場合、どうすればよいか。

(答) 生研支援センターが必要と認めた場合に限り、研究代表者が所属する代表機関とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う「研究管理運営機関」を設置できます。共同研究機関を研究管理運営機関として位置づけることも可能です。

設置を希望する場合は、その理由を提案書別紙 7 に記載してください。そのほか、要件等の詳細は、公募要領 3（4）をご確認ください。

問 2－11 「スマート農業技術活用促進法」に基づく、開発供給実施計画の認定による、加点措置を得る場合の留意点は何か。

(答) 提案書の内容が、スマート農業技術活用促進法第 13 条第 4 項に基づく認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しており、かつ、代表機関または共同研究機関に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）が含まれる必要があります。

【e-Rad】

問 3－1 e-Rad には、本プログラムに参画する研究機関及び研究者の全員を登録する必要があるのか。

(答) 本プログラムに参画し、委託費の配分を受けるすべての研究機関及び研究者は登録する必要があります。すなわち、研究グループでの応募の場合、代表機関だけでなく共同研究機関においても機関及び研究者の登録が必要です。

問 3－2 応募締切までに、e-Rad への登録が間に合わない場合、本プログラムへ応募できないのか。

(答) 適切な研究管理を行う観点から、e-Rad への研究機関及び研究者の登録は、必須です

ので、余裕をもって実施してください。少なくとも、代表機関及び研究代表者は e-Rad 登録を済ませ、e-Rad により応募する必要があります。万一、共同研究機関や研究代表者以外の研究者の e-Rad への登録が間に合わない場合は、応募者である代表機関に委託費をまとめて計上するなどして応募することも可とします。なお、共同研究機関や研究代表者以外の研究者の e-Rad 登録が間に合わなかった場合でも、提案書には記載されている必要があります。また、可能な限り早急に e-Rad 登録も済ませてください。

採択された場合、委託契約締結までに全機関・研究者全員が e-Rad 登録され、まとめて計上した委託費等の登録内容の修正も完了している必要があります。

問 3-3 研究インテグリティに関する情報の e-Rad への登録は、いつ行えばよいのか。
また、本プログラムに参画する研究者全員が登録する必要があるのか。

(答) 研究代表者だけでなく、本プログラムに参画することとして e-Rad 登録したすべての研究者が、応募前に研究インテグリティに関する情報を登録する必要があります。

問 3-4 e-Rad で安全保障貿易管理に関する入力画面が表示されるが、どのように対応すればよいのか。

(答) 公募要領の「1.4 (2) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)」に記載の背景・状況等を踏まえ、e-Rad においても安全保障貿易管理に係る情報入力が必要となっているものです。本プログラムへの応募者は、e-Rad の「安全保障貿易管理」の画面の指示に沿って必要事項の入力をお願いします。

【研究開発テーマ、フェーズ等】

問 4-1 研究開発テーマとは何か。

(答) 本公募では、農林水産業・食品産業における政策的・社会的な課題の解決に資する研究開発課題（トピック）を「研究開発テーマ」として 4 つ設定し、革新的な研究開発に取り組む研究開発型スタートアップ等（起業前の研究者を含む）が事業化を目指して取り組む研究課題を募集します。

研究開発テーマの詳細は、公募要領 2 (1) をご確認ください。

問 4-2 複数の研究開発テーマ・研究課題の応募は可能か。

(答) 応募者は、公募要領 2 (1) の 4 つの研究開発テーマをよく確認の上、自身の研究課題が最も適合する研究開発テーマを 1 つ選択して応募してください。

また、同一の研究代表者による複数の応募はできません。

問４－３ フェーズを選択する際の留意点は何か。

(答) 本プログラムでは、技術シーズの創出から事業化準備まで４つのフェーズ（０、１、２、事業化準備）を設定しており、フェーズごとに「達成目標」を定めています。採択された場合、この「達成目標」は、外部有識者による評価の指標にもなります。

また、フェーズ１、２、事業化準備フェーズの応募には、その前段階フェーズの「達成目標」をクリア済であることが必要です。

公募要領２（２）「各フェーズの詳細」をよく確認の上、自身の研究課題が最も適合するフェーズを１つ選択して応募してください。

問４－４ 本プログラムにおいて、フェーズ移行の仕組みはあるのか。

(答) 本プログラムでは、ステージゲート方式によるフェーズ移行の仕組みを設けています。上位フェーズへの移行を希望する場合は、「終了時評価兼フェーズ移行評価」を受けていただき、高い評価が得られれば、上位フェーズへ移行できます。（最終的な移行の可否については、本プログラムの予算額や次年度以降のプログラムの内容も考慮の上で決定されます。）

※フェーズ０及び２については、中間評価（１年度目終了時）で研究開発や事業化に向けた取組の進捗に関する評価を行い、評価結果を踏まえて、試験研究計画の見直し又は中止等の措置を行う場合があります。

問４－５ 本プログラムにおいて、事業化準備フェーズの提案要件であるベンチャーキャピタル（VC）等（以下「VC 等」という。）からの出資の獲得とは何か。また、出資の確認に必要な書類は何か。

(答) ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資獲得とは、一般的な株式の引き換えによるVC や CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）等からの出資を指します。そのため、VC や CVC 等からの「株式交換による出資」が要件となり、金融機関からの融資、社債（転換社債、新株予約権付社債等を含む）、クラウドファンディング等は含まれません。

また、事業化準備フェーズの委託費は、応募時点から遡って過去３年以内に代表機関によって獲得された出資金額と同額以内（上限 3,000 万円）になります。

なお、事業化準備フェーズに応募する場合は、出資を受けた実績の確認に必要な書類として、契約書（株式引受契約書、株式譲渡契約書など）の写しを提案書に添付頂くとともに、提案書のⅠの12（７）②VC 等から出資を受けた実績に当該内容を記載してください。

問４－６ 研究開発テーマごと・フェーズごとの採択数は決まっているのか。

(答) 研究開発テーマごと・フェーズごとの具体的な採択数は決まっていません。

問４－７ 動物用医薬品や医薬品の開発に関連する課題は応募対象になるのか。

(答) 研究開発テーマや応募要件等に合致するものは応募の対象となります。

【スーパーアグリクリエーター】

問５－１ 令和６年度から新たに追加された「スーパーアグリクリエーター発掘支援」の内容及び趣旨は何か。

(答) 新しい資本主義実現会議（第１３回/令和４年１１月２８日）において決定した「スタートアップ育成５か年計画」に基づき、(独) 情報処理推進機構で実施している未踏事業のような取組（メンターによる若手人材の発掘・育成）を拡大・横展開することとされました。このような背景等を踏まえ、本プログラムでも支援を行うこととしたものです。

具体的には、革新的な技術シーズやアイデア等を有し、これらを活用してイノベーションを創出し、農林水産・食品分野の課題解決へ貢献するとともに、CxOを目指すなど将来のアグリ・フードテックを担う優秀な若手人材（当該人材を「スーパーアグリクリエーター」という。以下同じ。）を発掘し、その能力向上を支援します。

応募する研究課題に、スーパーアグリクリエーターになり得るような有望な若手人材（以下「スーパーアグリクリエーター候補者（SAC 候補者）」という。）を配置している場合は、当該人材の SAC 候補者としての適性を審査し、適性が認められれば、SAC 候補者として選定されます。

SAC 候補者として選定され、かつ研究課題が採択された場合は、当該 SAC 候補者は、採択後に実施されるスーパーアグリクリエーターの発掘・能力向上支援のための各種メニュー（研修、セミナー、メンタリング等）に参加し、研究起業家としてのスキルを磨くことができます。

問５－２ 「スーパーアグリクリエーター候補者」を配置して応募する場合の要件は何か。

(答) 公募要領３（３）をご確認ください。「スーパーアグリクリエーター候補者」を配置して応募する場合の要件や留意事項等について記していますので、内容をよくご確認の上、応募する場合は提案書の９．研究組織（研究代表者、研究実施責任者、主たる研究者等）、１０．応募要件に関する自己申告（２）スーパーアグリクリエーター候補者の配置①スーパーアグリクリエーター候補者（SAC 候補者）の記載欄、②研究代表者の記載欄に記載してください。

「スーパーアグリクリエーター候補者」の配置は、応募研究課題につき原則１名としますが、要件を満たす者が複数名いる場合はこの限りではありません。提案書の 10.（２）に、当該候補者ごとに必要事項を記載してください。

なお、公募要領3（3）に規定する所定の条件を満たさない場合は、「スーパーアグリクリエイター候補者」の要件を満たさないため、「スーパーアグリクリエイター候補者を配置しなかった応募課題」とみなします。

問5－3 応募する研究課題にスーパーアグリクリエイター候補者（要件を満たす者）がない場合、採択に不利になるのか。また、応募課題の採択とどのような関係があるのか。

（答）審査は、外部有識者が、審査項目及び審査基準に沿って実施し総合的に判断するものです。応募課題にスーパーアグリクリエイター候補者の配置がある場合に審査項目8としてSAC候補者としての適性が審査されます。SAC候補者の審査の際に、一定の評点（配点1点）を得た者がSAC候補者の対象となりますが、応募課題自体の採択を約するものではありません。また、SAC候補者への各種支援は応募課題が採択されることが前提であるため、応募課題が採択されなかった場合は、審査項目8の評点にかかわらず、当該人材はSAC候補者として認められません。詳細は、公募要領公募要領3（3）をご確認ください。

【委託契約】

問6－1 採択された場合、経費を支出できるのはいつからか。

（答）令和7年度公募であっても、委託費から経費を支出できるのは、令和7年4月1日以降ではなく、あくまでも「委託期間開始日」以降としています。すなわち、委託期間開始日以降の発注・納品、検収・支払は認められますが、委託期間開始日前の発注・納品、検収・支払は認められません。

具体的には、本プログラムでは、採択後に新たに作成していただく委託試験研究実施計画書（生研支援センターの経理様式1）の生研支援センターへの提出日から、最大2か月前の日（提出日が採択通知日から2か月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日前であっても、委託期間開始日以降に発生する経費を委託費として計上することを可能とします。ただし、採択通知に条件や付帯事項等が付されている場合は、この条件等に合致した内容に基づく経費であることが前提です。

なお、仮に契約締結に至らなかった場合は、支出分は受託者の自己負担となりますのでご注意ください。

問6－2 複数の研究機関（研究グループ）で応募して採択された場合、代表機関と契約するのか、それとも、個々の機関（構成員）それぞれと契約するのか。

（答）生研支援センターは、採択課題の代表機関もしくは研究管理運営機関と、当該年度に係る委託契約を締結します。コンソーシアムの個々の機関と契約する方式ではありませんのでご注意ください。

【委託費】

問 7-1 委託費として計上可能な経費はどのようなものか。

(答) 公募要領の「8 委託契約上、支払対象となる経費」をご確認ください。

なお、本プログラムは、研究開発と事業化を目的としていることから、研究開発に係る内容に加え、事業化に向けた取組についても、一部、直接経費への計上を可能とします。詳細については、本プログラムの実施要領(※)の「V 委託契約事務に関する補足」を参照してください。

(※) https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/SU_implementation-guidelines.pdf
(実施要領は一部改正する場合があります。)

問 7-2 本プログラムの実施において用いる設備備品は、すべて購入してよいのか。

(答) 設備備品の導入に際しては、使用する期間等を考慮のうえ、購入、レンタル、ファイナンスリース、オペレーティングリース等を比較し、経済性等の観点から最適な方法を選択してください。

選択の理由や見積書(例えば、購入を選択する場合、その合理性に関する説明資料、リース等との価格比較が可能な資料)については、生研支援センターの求めに応じて提出できるよう整理・保存してください。

なお、採択後に作成する委託試験研究実施計画書における「物品導入計画」に記載がないものの購入は認められません。

問 7-3 本プログラムの実施期間内に購入した備品の取扱いはどうなるのか。

(答) 本プログラムの委託期間中は、受託者(購入した研究機関)に帰属します。善良なる管理者の注意をもって管理を行ってください。

委託期間終了後の備品等の取扱いについては、別途生研支援センターから連絡しますが、「譲渡」、「継続使用(本プログラムと同種の研究目的に限る)」、「廃棄」等を選択し、所定の様式で申請を行っていただきます。

問 7-4 本プログラムでは「再委託は不可」となっているが、外注は問題ないか。

(答) 本プログラムでは再委託を禁止していますが、本プログラムの遂行に当たり必要な請負業務(※)を、仕様書に基づいて第三者に行わせること(外注)は認められます。

ただし、本プログラムの委託内容の本質的な部分(研究開発要素がある業務、事業化の取組の本質的な業務)を外注することはできません。このような本質的な部分を、第三者である外部機関へ依頼する必要性が生じた場合は、当該外部機関を共同研究機関としてコンソーシアムに参画させる必要がありますので、ご注意ください。

なお、外注費の金額について条件等はありませんが、1 契約が 200 万円以上(消費税込)の場合は、受託者側の規程にかかわらず、二者以上の相見積(見積競争)を原則と

します。

(※) 仕様書で業務内容を明らかにして契約発注する類のもの。物品等の保守・修理、解析・検査、試料分析、部材の加工、実験動物等の飼育、アンケート業務など。

問 7-5 間接経費は、委託費上限額に上乗せして計上できるのか。

(答) 間接経費は、各フェーズの委託費上限額の内数となります。直接経費と間接経費の合計額が委託費上限額以内となるように応募してください。

【提出書類等】

問 8-1 企業が応募する場合の応募書類として、直近 3 年分の財務諸表があるが、「キャッシュフロー計算書」を作成していない会社は、新たに作成が必要か。

(答) キャッシュフロー計算書の作成義務のない法人であって、キャッシュフロー計算書を作成していない法人は、提出を不要とします。

キャッシュフロー計算書の作成義務のない法人であっても、作成している場合は提出してください。

ただし、審査の過程で、必要に応じて追加情報の提出を求める場合があります。

問 8-2 提案書様式の「I-11. 応募企業に関する情報」の(7)③法人株主の記載欄について、すべての法人株主を記載する必要があるのか。

(答) 法人株主が多数となる場合は、出資額の多い上位 5 社について記載をお願いします。ただし、審査の過程で、必要に応じて追加情報の提出を求める場合があります。

【情報管理の適正化】

問 9-1 提案書別紙 4「情報管理実施体制」の情報管理統括責任者や情報管理責任者については、どのような者を記載するのか。

(答) 既に情報管理体制が整備されており、社内規則等で情報管理責任者等が規定されている場合は、その者を記載してください。

新たに体制を整備する場合は、その機関において、契約の履行に当たり必要な情報を適切に取り扱うことのできる者を記載してください。

なお、適切な体制が整うのであれば、研究代表者や研究実施責任者等と同一の者でも構いません。

問 9-2 応募に当たり、どのような対応が必要になるのか。

(答) 公募要領の「13 情報管理の適正化」をご確認ください。

【研究不正について】

問 10－1 提案書別紙 5「研究倫理に関する誓約書」は、代表機関だけでなく共同研究機関も提出する必要があるのか。また、押印は必要か。

(答) 提案書別紙 5 は、代表機関の研究代表者が作成・提出してください。共同研究機関は作成する必要はありません。また、押印は不要です。

問 10－2 研究不正等防止に係る対応について、応募者に求められる具体的な内容は何か。

(答) 研究代表者は、応募に当たり、生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2024 年度版）」を必ず視聴の上、提案書別紙 5「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。

採択された場合は、委託契約締結時までに、本プログラムを実施するすべての研究機関は、各機関において研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を実施し、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。また、委託契約締結後は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン実施状況調査」に基づき、ガイドラインの実施状況を提出してください。

【農業 AI・データ契約ガイドラインについて】

問 11 応募する研究課題において農業者等からデータを受領・保管することを予定している場合、どのような対応が必要か。

(答) 「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン（令和 2 年 3 月農林水産省作成）」に示す留意事項に配慮した上で、契約条項例を参考として契約を締結することが必要となるため、提案書別紙 6「データマネジメントプラン」の一番右欄で「契約の対象」を選択してください。

なお、採択された場合は、生研支援センターとの委託契約締結までに、本ガイドラインに準拠したデータ提供等の契約を相手の農業者等と締結してください。

また、契約内容が本ガイドラインに準拠していることを確認したチェックリスト（別紙 8）と、契約先の農業者等に契約内容を説明し、同意を得て契約した旨を記載した同意書を、セットで保存してください。当該チェックリストと同意書は、生研支援センターが提出を要請する場合には提出してください。